

令和4年度 第13回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 5年 1月 25日(水)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 大橋教育長、服部委員、日高委員

欠席一井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、橋本統括主任、原田調整監

4. 会議録に署名すべき委員の指名

服部委員、日高委員

大橋教育長： (9:30～)

初めに何点かお伝えをします。1点目、国の方が4月1日でこども家庭庁が発足をいたします。これはご存じのとおり、子どもの視点に立った政策を行っていく重要なポストであるという風に理解をしているところです。一方邑南町においても12議会において子ども条例が議決されました。これはいろいろな立場の方々の役割を少し明確にして、子どもを中心に据えて取り組んでいこうというところで、子育て村の後継となるようなですね動きを考えているところです。これにつきましては、いままでは組長部局と教育委員会とほぼ縦割りの状態で、それぞれ進めて参りましたが、この条例において横断的な取組がより明確に打ち出されましたので、そこはですねしっかりと連携を図って行きながら取り組んでいきたいと思っております。またご意見等々いただければという風に思っております。2点目ですけど、教職員の人事が本格化しております。後ほどありますけど、次回の教育委員会は基本的には教職員の人事について、お認めをいただくというのが一番大きなものになろうかと思えます。スケジュールをお伝えしておきたいと思えます。3月1日に転居等内示、用は邑南町から出て行かれる、住居を変更が伴っての異動の場合は3月1日にご本人さんにお伝えをしていくというスケジュールです。内示につきましては3月15日水曜日になっております。オープンになっていくのは、23日の木曜日人事異動の記者発表の後、まずはホームページにこの日に掲載されます。明るる日の24日の金曜日にいつもどおりの新聞に載っていくというところで、このようなスケジュールで教職員の人事がオープンになっていくということをお伝えをしておきたいと思えます。それと3点目ですけど、コロナの関係です。まだまだ邑南町においても終息というような状況ではありませんけど、いよいよ5類に移行されるというところで、いろんなことを今後想定して行きながら、この移行期を向かえないと行かなければいけないのかと思っております。あとまた事務局の方でもしっかりと詰めさしてもらいながら、学校の方にもお伝えをしていきたいと思っております。以上お伝えをさしてもらいましたので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですけど、進めさしていただきたいと思えます。

日程第2 会議録署名委員の指名

本日の会議録署名委員ですが、服部委員さん、日高委員さん、お願いをします。

日程第3 議決事項

議案第51号 井原公民館再整備検討委員会設置要綱の一部改正について

三上生涯学習課長：

議案第51号井原公民館再整備検討委員会設置要綱の一部改正についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。新旧対照表を載せております。第3条の中の委員のところでございますが、(3)(4)の女性部代表者、青年部代表者としていましたが、そこを女性代表、青年代表に改正し、(5)(6)については、特定の表現になっていますので、その他教育長が認める者の中に含めるものとし削除、それから関係各課については、事務局としての参加等を考え、これも委員としては削除いたしました。また第4条については、再任を妨げないという文言を付け加えております。また第8条必要に応じて各課の代表を加えることができるということで、先ほど申しました各課の代表については、ここで表記さしてもらっています。次ページについては、号数の繰り下がりとなっています。以上です。

大橋教育長：

井原公民館の再整備検討委員会設置要綱の修正が出て参りました。構成員の名称等の変更と再任は妨げないという文言を入れ込んでいます。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。ちなみに、女性部代表から女性代表、青年部代表から青年代表という風に変えた意図というのは。

三上生涯学習課長：

女性部に所属されている部長さんに限らず、女性の代表の方に、青年部の方もそういった思いをもちまして、それぞれの自治会のところで協議していただいて、ふさわしい方に自治会の方から推薦いただくということを考えまして表現を変更しました。

大橋教育長：

充て職では無く、幅広の意見をいただきたいというところで、このように変わっております。この件につきましてはよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それではお認めをいただいたということで次ぎに進めさしていただきたいと思います。

続いて、議案第52号につきまして説明をお願いします。

三上生涯学習課長：

議案第52号井原公民館再整備検討委員会委員の委嘱についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきまして、そこに先ほど申しました構成について、各自治会に推薦をいただくということで、推薦をお願いしております。また、町議会議員の代表につきましても議会事務局を通して議会の方に図っていただいで協議していただき推薦をいただいております。また、自治会からのところは、自治会の代表、青年代表、女性代表それからその他のところで、教育長が認めるものということで、雲井の里の方から、それからまた女性の方の意見を広くいただきたいということで、お二人の委員さんを推薦いただいております。以上です。

大橋教育長：

先ほどお認めいただきました要綱に基づきましてメンバーが推薦をいただいたということで、今後進めてまいるといことです。これは人事案件になりますのでこれで進めさせてもらいたいと思いますけどよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それでは、議案第52号につきましては、お認めをいただきました。

続いて議案第53号でございます。

高瀬学校教育課長：

議案第53号邑南町立小・中学校教職員の服務規則の一部改正についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。この度の改正につきましては、一枚はぐっていただきますと新旧対照表がございますが、押印の方の廃止の改正でございます。押印の廃止につきましては、国の方におきまして行政手続きの簡素化ということで、押印廃止の手続きが進められておりました。これについては、基本的には県教委の方ですね改正等がなされない限りは、各市町の教育委員会の方、改正等はしておりませんが、昨年12月20日付けてこの押印廃止の、規則改正が提出されましたので、この度様式2号から様式46号まででございますけれども、押印の廃止をするものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行し、令和5年1月1日から施行するということとさせていただきます。これについては以上です。

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。新旧対照表がございますけれど、これはあくまで押印の廃止、印鑑を付かないというようなところで、県教委の改正を受けての地教委の改正となっています。実際に後の方に様式があってバツ印がついていると思いますけど、一般的にはこの押印廃止という方向で進んでいるのが実態でございます。これは、県教委の方にリンクしておりますので、この様に改正をさせていただきたいということです。よろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

押印廃止ということで、お認めをいただきました。
つづきまして、議案第54号補正予算についてです。

高瀬学校教育課長：

議案第54号令和4年度邑南町一般会計補正予算第12号(案)についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと、そちらに補正予算12号(案)を付けておりますので、ご覧いただければと思います。これにつきましては、新型コロナウイルスに対しての各学校での事業ということで、国の方から予算建てされているものでございます。過去令和2年から今年度の当初までのところで各学校事業費ベース、各学校の方で参加されておるものでございまして、この度については、令和5年の3月までにですね使い切るという条件のもとに学校の方に当初付けておりましたけど、もうプラス事業費ベースで必要な学校には手を上げてくださいと国から通知が来まして、教育委員会の方から学校の方に通知をして、各学校の名前を上げておりますが、小学校中学校含め8校の方から、補正予算の要求がありましたので、補正予算として議会の方に提出させていただければと思います。これについては以上です。

大橋教育長：

内容について具体的に分かれば。

高瀬学校教育課長：

備品の関係で、空気清浄機であるとか二酸化炭素測定器、あるいは、この時期ですけど、夏場に向けての換気をするところの虫対策である網戸であるとかですね、それと感染対策に必要なものを各学校で考えられて選んでおられます。あくまでも3月で全て使い切るという前提で。先般の校長会の方のところでも、これも全校上がってないんで、改めるところでお願いをさしてもらっておりましたが、その後特にありませんでしたので、今

回8校ということで補正の方出させてもらっております。

大橋教育長：

ありがとうございます。いずれにしてもコロナ対策の関係で以前から予算がついてですね、いろいろ学校の方取り組んできております。で、今年度も各学校90万付いた上に更にこういったものが出てきたということで、実際には11校でやるべきではないのかなあという意見もありましたけど、十分な対応をしていただいているということで、8校つまり3校が手を上げていないというふうにご理解をいただければと思います。

高瀬学校教育課長：

追加ですが、令和5年度においてもですね、事業費ベースで覚えておりませんが、各学校にですねこのコロナ対策事業の方で国のからどうも予算化がされるようです。

大橋教育長：

なかなかいろんな制限があったり、突然やって来たり、学校も十分なくらい対応はいただいていると思います。流れとしてはですね、議会に上程する議案につきましても教育委員会でお認めをいただいて、これにつきましては1月31日に臨時議会がございますので、そこで議会の方に上程をしていくという流れになっております。内容と金額について、これでよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。それでは議案54号はお認めをいただきました。続きまして議案第55号でございます。

高瀬学校教育課長：

議案第55号令和4年度要保護準要保護児童生徒就学援助(令和3年分所得による)新入学児童生徒学用品費の支給認定についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと、町の方で定めております実施要綱を付けております。それ以降1枚はぐっていただきますと、差し込みの資料となっておりますが、まず最初に、令和5年度の新1年生について申請があったものを、こちら所得審査の方さしてもらっております。基本学用品費の支給については1.3以内となっております。裏面中学校1年生についてでございます。

以下個人により省略

大橋教育長：

日高委員さんおられますので、この計算方法だったり少しお伝えいただいた方がいいかなと。

高瀬学校教育課長：

この計算方法についてですが、まず生活保護費の基準額を持ちまして、申請があった家庭の世帯人数等により、生活保護費の基準額の総計を出します。それから、申請のあった家庭の税控除後の所得額と照らし併せて何倍になるか、というところで見えていきます。所得が低い方については、限りなくゼロに近いですし、多い方については、今回ここにあるように2倍を超えたりとかになります。そういったもので計算してここに所得審査の方、点数の方、倍率の方出しております。

日高委員：

所得が多くても子どもの数が多かったり、家族が多かったら、対象に入ってしまうとか。所得が低ければ、必ず対象に入る気がするんですけど、所得が多くても家族の人数が多かったら対象になり得る可能性があるというような感じの割合いですかね。分かりました。

大橋教育長：

今の話していくと、たとえば小学校のお子さんがたとえば5人6人おられたといったら。

高瀬学校教育課長：

家庭の人数によって、生活保護費で計算する1人当たりの金額がありますので、そこに加算されていって、人数が多ければその分所得は一定なんで、どちらかというとゼロに近いということになる。

日高委員：

ここには、対象の子どもさんしか書いてないですけど、この家庭には何人いるか分からないですよ。

高瀬学校教育課長：

ここには添付さしてもらってありませんが、申出書というのがありますので、そこに所得や世帯数が書いてありますので。

日高委員：

それをもとに計算をしている。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

この赤字の方は却下されたということですか。

高瀬学校教育課長：

下の方で分けしてありますが、ピンクの場合は0.2未満だとか、無しとか黄色と青の塗り潰しとかありますが、赤の方については1.5。邑南町の場合は1.3までは国の基準どおりなんですけど、1.4については給食費の全額を就学援助で、1.5未満のについては給食費の半額を就学援助でみておまして、1.5以内までが対象なんで、それを越えてしまうと全て対象外になってしまう。

大橋教育長：

小学生と中学生とうことでよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

議案第55号についてはお認めをいただきました。ありがとうございました。

これに付いては後で回収させていただきます。

議案第56号教育支援委員会答申についてでございます。お願いします。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第56号教育支援委員会の答申についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。これにつきましては先般12月23日に予定しておりました教育委員会の中でですね、諮問という形でですね提出さしてもらう予定にしておりましたが、12月23日教育委員会が開くことができませんでしたので、これにつきましては専決処分ということで、報告第25号のところですね専決処分の報告についてということで12月23日付けて専決処分をされたということで、また改めて報告をさせてもらおうと思いますが、それに基づきまして、昨日になりますが、教育支援委員会3回目の判定会議を開催さしてもらってその結果をこちらのほうに付けさしてもらっております。これにつきましては担当の方から説明させていただければと思いますが、この会に出席さしてもらってもよろしいでしょうか。

大橋教育長：

お願いをします。

それでは担当の方から、詳細について説明をお願いします。

橋本統括主任：

昨日第3回の教育支援委員会判定会議を行わせていただきました。
個人情報により省略。

大橋教育長：

この件につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。
続きまして議案第 57 号 邑南づくり教育計画の改定についてよろしく申し上げます。

三上生涯学習課長：

議案第 57 号 邑南づくり教育計画の改定についてでございます。このことについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。これにつきまして、担当の者から説明をさせていただきたいと思いますが、この席に呼んでもよろしいでしょうか。

大橋教育長：

お願いします。

原田調整監

私の方からは「邑南づくり教育計画」の改定についてご説明させていただきます。皆さんには色の付いたA4の資料が1枚とそれから邑南づくり教育計画(案)ということで、冊子の方を添付させていただいております。まづ最初にですね、この邑南づくり教育計画、この計画自体のことを少しお話しをさせていただきたいと思うんですが、計画案のですね2ページから3ページにも、この計画について計画がどういったものなのかといったところは記載をしているところですが、この教育計画は平成29年に策定をされて、5カ年の計画となっています。この計画については、平成28年に策定をされた「邑南町第2次振興計画」の教育分野を教育大綱として、生きる力の育成であったり、地域を担う人材育成それから人権教育啓発の推進、地域文化の創造を柱にして、あともう一つ平成24年に出されております、教育のあり方の答申との整合性を図りまして、この計画案の表紙にもなっていますが、次の時代を担う邑南づくりのための重要施策を示す邑南づくり教育計画を策定をさせていただいております。この計画では、保護者の願いであったり、地域の願いを共有できる人物像を世界へも羽ばたける力の育成としています。主体性を

もった地域の担い手の育成と色々な世代、あらゆる世代が一体となった地域活性化を目指していくこと、子どもたちの世界へもはばたける力の育成と地方創生の実現に繋がって行くこと、こういったことを考えています。今回の改定につきましては、大幅な改定ということではなく、引き続き世界にも羽ばたける力の育成と、主体性をもった地域の担い手の育成、あらゆる世代が一体となった地域活性化を目指して、地方創生の実現に繋がっていくという方向性は引き続き継承をしてまいります。ただ5年6年というですね29年の策定から5年6年の間に変化してきた社会情勢というところ踏まえて今回は改定を進めていくこととしています。みなさん色のついた資料をみていただきたいんですが、学校・地域でこういったことを進めて行くのかというところを具体的にさせていただいております。この数年令和2年3年あたりのところでですね新たに示されたものの一つに、社会に開かれた教育家庭の実現ということが、文科省の方からも出ています。これにつきましては、より良い学校教育を通じてよりよい社会を作るための目標を共有し社会と連携しながら、未来の担い手となるために必要な能力を育むことを目的として、学校の指導体制の充実と、家庭、地域との連携協働というところが、上げられています。もう一つ、新しいところで言うと、島根の学力育成推進プランというのが、令和3年からですねプランの方が策定されています。指導や授業の充実に向けて、これは島根県の方から出ていますが、自らの課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し、学ぶ人づくりを具体的に推進するためのものです。このプランの中でも社会に開かれた教育過程というのが触れられています。このプランでの具体的な取組みというのがですね、ここにも上げておりますが、授業の室の充実、家庭学習の充実、それから地域に関わる学習の充実、というのがこのプランでの具体的な取組として上がってきています。社会に開かれた教育課程というところ、それから島根の学習育成推進プランもですね、学校と家庭、地域とが一体となって進めて行くことが示されているところです。こういったことからですね、隣にあります緑の部分になるんですが、地域、社会にもあるように、人づくりのための事業展開というところも重要になって行くと考えています。これまで学校、地域を、どちらかというと一方が働きかけたことによって何かが進んでいくということが多かった面がありましたが、この度の改定では、地域と共にある学校づくり、それから学校ともにある地域づくりという、学校と地域との連携をですね今まで以上に強化しながら、あと12月にですね「子ども条例」というのが制定をされています。そういった条例とのですね、整合性を図りながら、こういった先ほども説明しましたが、ここ数年で変化している社会情勢とも照らし併せて改定をしていくこととさせていただきます。邑南町子ども条例につきましては、これは日本一子育て村構想がですね10年経過をして、その理念を引き続き引き継いでいくというところで、理念条例として子ども条例というのが制定をされています。子ども条例の第3条基本理念、ここに書かせていただいておりますが、町と町民等は子どもの権利を保障し、子どもが主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けられ、安心して育つことができるよう地域全体で子どもを育む環境を整備するとあります。本日は、子ども条例の全文はお付けしていませんが、第10条から15条のところ、子どもの安心安全の確保、それから居場所、社会参加、学び自己実現、子どもの成長の支援、子育て支援と示されてい

ます。全てのですね、ことを、この邑南づくり教育計画のところで網羅して何かを進めて行くというところはですね、なかなか実現しにくい面もありますが、邑南町子ども条例を各課が連携してですね、子どもの子育ち環境というのを整備していくというところで、この邑南づくり教育計画の中にもそういった要素を盛り込んで改定をしていきたいと思っています。それでは、この冊子になっています邑南づくり教育計画(案)をですね、説明をさせていただきます。

この計画(案)に入らせていただく前に、先に今後のスケジュールをですね計画づくり解説についてご報告の方させていただきます。本日ですね、この計画案をご説明させていただいて、次回2月の教育委員会のところで委員の皆さまから具体的なご意見をいただきたいと思っています。これ20ページ以上あってですね、とてもボリュームがありますので、今日私の方から説明させていただいたことを元に、次回の教育委員会の方で委員の皆さまから意見をいただければと思います。このご意見をですねいただいた後、また学校教育課も含めて各課で検討をさせていただいてそこから町民の皆さまにもパブリックコメントの方実施させていただく予定です。このパブリックコメントで、町民の皆さまからいただいたご意見を元に、もう一度この計画(案)というところを検討させていただき、3月の教育委員会のところで、皆さまに説明をさせていただきご承認をいただければというところで考えております。ですので、どうかよろしく願いいたします。それでは、計画(案)の1ページからご覧ください。邑南づくり教育計画の改定にあたりというところから入ってまいります。改定の部分を赤字としておりますので、この部分を中心に本日はご説明をさせていただきます。

1ページからですね3ページにかけましては、先ほど冒頭で触れさせていただいたことも多く入っていますので、後ほどご確認をいただければと思うんですが、3ページですね、今後の取組についてというところ、これにつきましては今後もですねいろんな取組を積み重ねることによって、子どもたちが地域に愛着や誇りをもってふるさとへの志向へとつながることを期待したいというところ、これは前回の教育計画と同様に進めて行きたいと思っています。課題について4項目上げさせていただいております。SDGsといった社会情勢、それから人権、学校教育と社会教育の連携、ふるさと学習、ふるさと教育といった取組をですね、地域総掛かりで取り組んでいくことを新たに記載をさせていただいております。つづいて5ページをご覧ください。こちらの方から計画の理念を載せています。理念につきましては、3項目上げています。「世界へも羽ばたける力」の育成、それから、「教育を通して目指す地域社会の姿」、それから「魅力あふれる学校づくり」、こういったところを理念として、子ども条例との整合性を図ったものにしていくことを追加をさせていただいております。続きまして、8ページの方をご覧ください。8ページから12ページにつきましては、計画の基本目標となっています。引き続き地域の担い手というのを地域総掛かりで育てていくことをメインの目標としております。子どもたちが地域と関わる環境作りのことであったり、10ページの方には、ふるさと教育を通して子どもたちが将来、地域に残ることができる体勢づくりというところを今回追加をしています。同じく、11ページにありますパラリンピック教育ですね、今年の夏にオリンピックは終了をしていますので、パ

オリンピック、レガシー遺産というところをどのように生かして新たな取り組みを進めて行くのか、というところを記載をさせていただいています。ですので、パラリンピック教育の推進というよりは、今後共生社会の実現の推進というところで、変えております。これにつきましては、本年度から東海大学の北欧学科と連携をして、フィンランドを介して地域であったり、学校でこういった方で共生社会の実現を進めて行くのかということも検証してまいります。続いてページをめくっていただきまして、14 ページ 15 ページにつきましては、施策の体系を載せさせていただいております。この 14、15 ページにつきましては、大きな変更点はございませんが、ここ数年で取り組んでいる事業とも追記をしております。共生社会の実現の推進に関連した心のバリアフリーの推進、それから地域とともにある学校づくり、学校と共にある地域作りの推進、それから社会に開かれた教育課程の推進というところを取り組む事業として入れさせていただいております。そうしますと、17 ページをご覧ください。17 ページからは、人材育成について載せさせていただいております。こちらにつきましても、社会に開かれた教育課程といったところを追記をさせていただきながらページをめくっていただきまして、21 ページではですね、人口減少の中で人づくり、それから ICT の活用が進展している中で、人とのつながりというところ、そういったところを少し追記をさせていただいています。社会情勢の中で、ここ数年コロナ禍というところが、ここ数年つづいております。そういった中でインターネットであったりだとか、会議の方も Zoom 会議であったりとか、ICT の活用というところが進んできています。でもその一方でコロナ禍によって人との繋がり希薄というところが実際社会教育委員の会議の方でも、ご意見としていただいているところです。そういったところで、少し社会情勢の変化というところで、人との繋がり人づくりを進めて行くのかというところで、追記をさせていただいております。続きまして、22 ページをご覧ください。人権教育の充実のとことでは、邑南町では、邑南町人権同和教育推進協議会がございまして。その協議会の取組を進めて行く中での理念のところを、今回追記をさせていただいております。それから社会体育の充実というところにつきましても、もうみなさんご存じのところですが、国スポ、全スポの軟式野球の開催地が邑南町に決定をしております。そういったことであり、中学校の部活動の移行を新たに入れさせていただいております。ただこの件につきましては、今後取り組んで行くのか、というところそういったところが、まだ調査それから検討するところが、多くあるところではあります。ここ数年での変化というところで入れさせていただいております。次の 23 ページになりますが、23 ページの学校と地域の連携については、コミュニティースクールの関係で少し記載の方をさせていただいております。子どもたちの取り巻く環境や学校が抱える課題は、本当に複雑化、多様化しているところです。何度も申し上げるようにはなりますが、学校と地域が一体となって協働の中で子どもたちの成長を支えるという「地域とともにある学校づくり」を進めて行くということ、大変重要になっています。そういったところで、地域と学校が育てたい子ども像を共有しながら特色ある学校づくりを進めてまいります。続きまして 24 ページ 25 ページへと入ってまいります。この 24 ページ 25 ページは魅力あふれる学校づくりについてです。先ほどですね、ご説明をさせていただきました島根の学力推進プランにある具体的な取組を 24 ページ

の方に赤字で記載をさせていただいております。3項目入れております。授業の質の充実、ICT やふるさとの地域素材を有効に活用した授業づくりを推進するということ、それから家庭学習の充実、子どもたちが意図的に学びを広げて深められる家庭学習のあり方の研究、それから地域に関わる学習の充実です。探究の家庭を踏まえた学習のあり方を研究し、探究の成果を子どもたちが共有できる場づくりというのを検討してまいります。このことが、人生であったり社会で生かすことができる確かな学力、知識それから技能だけではなくいろいろな要素含めた学力ということと、学びを続ける意欲を育むための具体的な取組みとして上げさせていただいております。続きまして27 ページをご覧ください。27 ページにつきましては、地域文化の創造です。久喜銀山につきましては、国指定を受けまして今後どのように活用して行くのか、それからオオサンショウウオ、郷土館についてはふるさと教育の拠点として引き続き取組をしていくこととしています。そういった具体なところを赤字の方でいれさせていただいております。少し駆け足になって分かりにくい部分も多かったと思いますが、今回の改正につきましては、引き続き邑南の人づくりというところをポイントにここ数年で変わって来ている情勢というところを入れさせていただいた内容としております。まだまだこの5年6年の間にですね変わって来ている社会情勢、それから子どもを取り巻く環境が変わってきていることがあろうかと思っております。そういったことも踏まえて次回教育委員会のところで皆さまからご意見をいただけたらと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。私の方からは以上です。

大橋教育長：

ありがとうございます。今、中身について説明をしていただきましたけれど、いきなりの説明であったので、理解の方はいずれということ、少し補足をさしてもらいます。カラー刷りの方を見ていただきたいんですけど、まずもってこの計画の位置づけです。教育委員会初めて来られた職員さんにもお伝えしてるんですけど、教育委員会はですね、10年の計画と5年の計画と1年の計画を駆使しながらですね事業展開をしていっております。10年というのは、先ほど原田が申しました第2次総合振興計画、これは邑南町の進むべき方向性が示されたものです。その教育の部分を受けまして5年計画を作っております。それがこの邑南づくり教育計画であると。10年の計画の教育の部を少し具体化したものを5年で見直していくことで、今回の見直しとなっています。それを更にうけまして、1年計画、教育施策実施計画というのがあります。これは目標を数値化しております。これは具体的にですね、講演会を何回やったとかやるとかっていうところ、いずれにしても10年5年1年というリンクさせた状態で行動を具体化して行くということ、まず知っておいていただきたいと思っております。そのカラー刷りですけど、うまく表現をしていただいておりますけど、実はですねこの学校と地域、緑とオレンジの部分、今までは若干空白があったと、今は完全にひっついていますが、少し空白があって、どちらかというと地域が学校にめがけて矢印を向けてですね、一緒にやりましょう協力しましょうというのが今までのスタンスでした。先ほどもありましたけど、令和2年に小学校、令和3年に中学校が、指導要領が全面改定になって実はこういう風にひっついたと。つまり学校側が

地域に向けて一緒にどうでしょうかと、教育の効果を上げるには、やはり地域との連携が必要であると文科省が明確に謳ってまいりましたので、学校としては開かれた教育課程ということで、地域の力をお借りしたいというスタンスに大きくシフトした、その結果地域と学校がこのように接点をしっかりもつようになったというふうに、ご理解をまずはいただきたい。あとはいろんな文言が出てきますけど、基本はふるさとという教育のフィールドを介しての教育課程を、学校と地域でうまく役割分担をして、子どもたちを育てていこうという推進体制が、いよいよ明確になったというところであろうと思っております。その教科書になるものが、この邑南づくり教育計画というところで、まずは5年間の進むべき方向性というもの、あるいは学校と地域が一体となってという意味合いのもの、もちろんふるさとを素材にしたというもの、そういったものすねご理解をいただいた上でお読み取りいただくといいのかと思っております。

日高委員：

3つほどあるんですけど、この赤字で書いたところが改定されたんですか。

原田調整官：

今回、文言の修正も含めてですね、今回赤字のところですね、新たに入れさせていただいたところです。1ページから5ページあたりにかけましては、教育長の教育方針のこともありますので、そういったところも加味して教育長の方が策定をしてそれを受けて、この改定に向けて進めさせていただいています。

日高委員：

そこがすごくほぼほぼ赤じゃないですか、ということは、ごっそり変えたんですか。それともここ新しく付け加えたみたいな感じですか。

大橋教育長：

この1ページにつきましては、教育委員会の思いといいますか、教育長の思いを入れさせていただきました。いろいろ社会情勢が変化しておりますので、目指すべき方向性は今までとそうそう変わりはないんですけど、表現等踏まえて若干私の考えを入れ込みながら、今までやって来たことがぶれることなく、さらに強化をしていくという意味あいがかえましたので、赤字になっていても全く方向性が変わったという意味ではない。

日高委員：

もともとあったんですか。

大橋教育長：

はい、ありました。

日高委員：

最初に10年計画があって、そのちょっと具体的なのが5年で、またそれを1年の計画で何かやるとか計画を立てる、ざっくりなんですけど具体的なのがどこなのかよく分からないんですけど、取り組みます取組ってことだけなので、計画ってそういうことなんですかね。もう少し具体的などという取組をするかっていう、それはもう1年の方に入るんですかね。

原田：

そうですね。今回邑南づくり教育計画につきましては、理念計画と近い要素がありますので、それを受けて先ほど教育長の方からもありましたが、1年計画の教育施策の実施計画のところで、具体的な施策の方は入れさせていただいております。

日高委員：

3番目は自分が感じたことなんですけど、たとえば人権教育の充実を図りますということにあって、22ページ、赤字じゃ無いんですけど、「同和問題をはじめ、障がいのある人・高齢者・女性・性的少数者・外国人に対する差別などあらゆる差別の解決に向け、町民1人1人が主体的に取り組めるよう、研修等を積極的に開催します」と書いてあるんですけど、たとえば今後10年の間に、LGBTの保護者が子どもをここで育てたいということがありえるかもしれない。その時に男の人二人が親、女の人二人が親、子どもはその人が産んだにしても、男の人は産めないにしても、ここで子育てをしようとしたときに、町民や児童、子どもたちがそれを自然のこととして受け取められるようになるまで、その子たちや大人を育てることができるかどうかという具体的な取組みが欲しいなと思いがらきました。この間児童クラブで子どもたちがいろんな子がいるんですが、1年生の男の子が1年生の女の子と一緒に指編みをしてマフラーを作ったんですね。その男の子はマフラーを巻いてこんなの作ったんですと見せに来て、上手だねって話したら、同じ1年の男の子が、“女みたいなへんちくりんなの付けてかっこ悪い”って言いながら通り過ぎていった。この状況は、無くなって欲しいと思いつつ、思ったんですけど、そういうことが子どもたちに、別に指編みのマフラーを男の子が作って首に巻いても、たいして上手にできたことじゃないし、別に女みてえへんちくりんなのと言った男の子の、なんだろう、そういう子じゃない子に育てたいっていうか、というふうに思いました。なのでその辺を少し具体的にどうしたら、そういう子どもたちが、自分と違うものを受け入れられるのか、大人が、その子の親たちが、そういう子じゃない子に育てられるのか、のために、じゃあ町は何ができるのかということも少し含めて、それが伝わってくるような計画になって欲しいなと。少しそう思いました。

大橋教育長：

ありがとうございます。今のページで行きますと、確かに解決に向けて進めて行きますというのはあるんですけど、まづは認め合うという表現も含めて、多様性という表現も入

れ込みながら、少し認めるためにこういう風にやっていくんだというような、少し表現を変えた方がいいなと感じましたので、これまた事務局に持ち帰ってですね、検討はさせていただきますいなあとと思います。ありがとうございます。今の段階でもしあれば。

服部委員：

いつも教育施策の判定の時に思うんですけど、邑南町は多いなと、教育支援を必要とする家庭が多いなと感じて、それが教育格差として現れているのか現れていないのか、具体的なところが数字が全然見えないんだけど、そういう教育格差を無くすための働きみたいなことはも欲しいかなあというのはちょっと感じました。さっき教育長さんの説明で、教育課程の変更によって学校と地域社会がこうお互いに一方的でなくて、お互いというような状態になりつつあるという話から、これ学校関係者は見るんですかね。

大橋教育長：

見ていただきます。今のご意見であっても、大きな重要な視点を2点いただきましたので、現状に応じた邑南町独自の計画になりますので、解決して行くぞという意思の現れをもう少しインパクトを強めながらですね、できれば良いのかと改めて感じさせていただきました。

服部委員：

今すぐどうしろという訳ではないんですけど、大社だったかな、小学校のランドセルが皆一律なんですよね。リュックサックみたいな、安い1万円くらいの。年寄りにとって小学校1年生の時に立派なランドセルを買ってあげるっていうのが、それなりの喜びがあらうから、それはそれでいいんですけど、ああいう風に思い切った施策というか、6年間、あのかわいらしいランドセルを6年生になっても背負うのかと思って、もうちょっと実用的な、丈夫なリュックサックみたいなものを、町全体で支給でもないだろうけれども、それを揃って皆持っていますというニュースを見たことがあって、そういう思い切った施策というのを、邑南町欲しいなあと。これは具体策じゃなくて1年計画とか、その直ぐ直ぐなる話しではないんですけど、思い切った政策を欲しいなあと思いました。これは意見ですので、今すぐどうしてとかではないので。

大橋教育長：

ある大手のモンベルさんだったか、ある町にランドセルを開発して、支給をされるという記事を見た記憶があります。もちろん色は同じだったと思いますけど。いろんな意味で多様性というのは本当に避けては通れない非常に重要な課題でもあり、よりよい社会を作っていくにはもう必修のものになってまいりますので、そういうところに力を入れて欲しいという意見をしっかりと受け止めさせていただいて表現に表して行きたいと思います。今日のところは、内容もさることながらその方向性をお認めをいただいたというところで、今後細部に渡って詰めをさせていただきますいなあというふうに思います。方向性についてはこ

れでよろしいでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：
ありがとうございました。今後中身の方を精査していきたいと思いを。

日程第7 閉会宣言

以上で、第13回を終了します。 (~12:09)